

国民健康保険料賦課限度額引き上げ及び 軽減対象世帯に係る所得判定基準の見直しについて

(1) 改正の趣旨及び内容

○改正の趣旨

国民健康保険の被保険者間の保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、保険料の賦課限度額を見直すとともに、国民健康保険料に係る軽減措置の判定基準となる金額について、消費者物価指数など経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

○改正の内容

令和5年12月22日に閣議決定された令和6年度税制改正大綱において、国民健康保険税の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しが行われたことに伴い、国民健康保険料についても同様の見直しを行うため、令和6年1月26日、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布された。

本市においても、令和6年4月1日から国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引き上げ、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の範囲の拡大するため、銚子市国民健康保険条例について所要の改正を行う。

《後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額引き上げ》

| 限度額区分 | 現行 | 改正後 |
|------------------|-------|-------|
| 基礎賦課限度額（改正なし） | 65万円 | 65万円 |
| 後期高齢者支援金等賦課限度額 | 22万円 | 24万円 |
| 介護納付金賦課限度額（改正なし） | 17万円 | 17万円 |
| 限度額合計 | 104万円 | 106万円 |

《軽減対象世帯に係る所得判定基準の見直し》

・5割減額の対象となる世帯の所得判定基準額

| | |
|-----|---|
| 現行 | 基礎控除額43万円＋ <u>29万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1） |
| 改正後 | 基礎控除額43万円＋ <u>29.5万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1） |

・2割減額の対象となる世帯の所得判定基準額

| | |
|-----|---|
| 現行 | 基礎控除額43万円＋ <u>53.5万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1） |
| 改正後 | 基礎控除額43万円＋ <u>54.5万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1） |